

テーマを整理して深掘りをした議論をしてこれ結論を得るということをしつかり行っていくということ我希望し、私の発言を終えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○会長（中曽根弘文君） 古賀千景君。

○古賀千景君 私からは、緊急集会を開く期間について意見を述べます。

前回、我が会派の杉尾筆頭幹事は、緊急集会について、その立法事実として、地震等の大災害で緊急の立法措置を講じる必要が生じた場合に備えて措置されたものであること、またその根本趣旨として、金森担当大臣答弁にある、どんなに精緻なる憲法を定めましても、口実をそこに入れてまた破壊せられるおそれ絶無とは断言し難いという戦前の反省を踏まえ、全国民を代表する議員から成る国民代表機関であり、全体の改選期のない万年議会である参議院にその国会代替機能を求めることにより民主政治を徹底するという考えに立脚する制度であることを申し述べました。

そして、それがゆえに、こうした緊急集会の立法事実や根本趣旨と明確に矛盾する議員任期延長の改憲の根幹の考えである緊急集会七十日間限定説に対して、会派として明確に反対するとの見解を申し述べました。

また、緊急集会が憲法五十四条一項の七十日を

超えることを本文のもちろん解釈からして当然であるとした高見上智大名誉教授のもちろん解釈を始め、土井京都大学教授、長谷部早稲田大学院教授も明確にそうした場合の緊急集会を実施可能と論じられております。

緊急集会七十日間限定説を唱える会派にあつて、こうした我が会派の見解やそれと同趣旨の憲法学者の見解にどのような考えをお持ちなのか、是非論理的な憲法議論としての御意見を伺いたいと思えます。

この点、先ほどの公明党の安江先生と矢倉先生の御見解に深く敬意を表させていただきます。

他方、第二次安倍政権以降、現行憲法のもう一つの臨時緊急措置である臨時国会の召集要求が政府や与党に拒否されているのは極めてゆゆしき事態であり、緊急時における国会機能の確保のためと称してなされている議員任期の延長の改憲議論の中で、この国民を裏切る国会機能の否定の問題が議論されていないことは極めて不可解であり、法の支配、立憲主義の観点から重大な課題と言わざるを得ません。

まず、参議院法制局長に伺います。

一般論として、憲法違反問題は国会法上の衆参憲法審査会の法的任務であることについて答弁ください。

○法制局長（川崎政司君） お答えいたします。

あくまでも、憲法審査会の所管に関する一般論としてお答えをさせていただきます。

憲法審査会の所管との関係で、いわゆる憲法違反に関する問題を含む日本国憲法の施行、遵守の状況に関する調査がその所管に含まれるかどうかにつきましては、その所管事項を定める国会法百二条の六の「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査」ということにまさしく含まれ得るものと考えられる、このように承知しております。

○古賀千景君 明確な御答弁をありがとうございます。

これを踏まえて、中曽根会長に、本審査会での臨時国会召集義務違反の調査の実施をお願いしたいと思えます。

憲法五十三条の政府解釈は、内閣は臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないとされ、特に菅政権以降は、国会のこともあるので与党とも相談しながら臨時会召集要求への対応を検討すると答弁しています。

これについて、二〇二二年、二〇二一年の夏は感染症が爆発的に猛威を振るい、医療崩壊や経営破綻などのコロナ禍で多くの国民が命や暮らしの危機に直面する中、子育て世代の国民が我が子を

残しながら亡くなるという痛ましい悲劇が多数生じました。

通常国会後の衆参の野党会派による臨時会召集要求に対して、それに応えなかった政府・与党がその間に一体何を臨時会で審議すべき事項と勘案し、検討していたのか、なぜそれぞれの八日後、四十六日後の召集が合理的な期限を超えない期間内と考えるのか。これらを含めて、当時、政府と与党で一体何を相談し、一体何を召集要求への対応として検討していたのかについて、本審査会に内閣総理大臣の輩出政党である自民党会派からの説明資料の提出を求めます。

○会長（中曽根弘文君） ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議をいたします。

○古賀千景君 ありがとうございます。

この問題については、議員任期の延長の改憲に賛成するほかの与野党会派におかれましても真摯なる御検討をいただきたいと思えます。

私の意見を終わります。

○会長（中曽根弘文君） 白井正一君。

○白井正一君 自由民主党、千葉県選出の白井正一です。本審査会における発言の機会をいただきありがとうございます。

前回の審査会における参議院法制局長からの御説明、また本日本までの議論を聞く限り、衆議院が解散された場合に限らず、衆議院議員の任期満了

の場合にも緊急集会を開き得るという有力な学説があることは理解しております。しかしながら、たとえ任期満了の場合に緊急集会を開くことができるとしても、それだけでは緊急事態への備えとして十分とは言えないように感じます。

私がとりわけ懸念しているのは、衆参同時選挙の場合の緊急事態への対応です。例えば、参議院の通常選挙の直前に衆議院が解散され、その直後に大規模災害等が発生していずれの選挙も実施できない場合、任期中の国会議員は参議院議員二百四十八名の半数、僅か百二十四名になってしまいます。国会議員の総定数は衆参合わせて七百十三名ですから、そのうちの百二十四名という約六分の一、通常時の二割にも満たない人数です。

会議の定足数は総議員の三分の一ですので、参議院議員の半数が存在していれば緊急集会の議事は成立しますが、選挙ができなくなるような緊急事態における重要な決定をこれほど僅かな議員に委ねてしまつて本当によいのでしょうか。ごく限られた人数の国会議員によって意思決定が行われた場合、その決定は民意がきちんと反映されたものと言えるのか、疑問です。

そもそも、大規模災害発生時であれば、百二十四名の非改選議員の中には被災して参集できない議員も出て、会議の定足数すら満たせない事態になりかねません。そうなれば、被災地や被災者へ

の緊急の支援に支障を来すことになり、国会の責任を果たすことができないこととなります。私は、いついかなるときでも国民を守ることができるよう、あらゆる事態に備えることが国会議員の責務であると考えます。

改めて申し上げるまでもなく、緊急集会は参議院の重要な役割であり、その具体的な在り方について検討すべきであることは当然です。その上で、緊急集会で対応し切れない場合に備え、憲法を改正し、国会議員の任期延長を含む緊急事態条項を設けることについて積極的に検討することも必要だと考えています。

国会議員の任期延長については、前回の審査会において一部の委員から消極的な意見がありました。しかし、東日本大震災の際には、直後に予定されていた統一地方選挙に関し、臨時特例法による地方議会の議員等の任期延長が行われています。このときの臨時特例法には、当時の民主党の議員も共産党の議員も賛成されており、当時の被災地の状況を考えれば致し方ない措置との評価であり、大きな批判の声は出なかったと記憶いたしております。

私は、地方議会出身の国会議員として、議員が選挙で選ばれることの重要性は、地方議会であるうが国会であろうが何ら変わるものではないと確信をいたしております。その上で、国会議員の任